

5 重点整備地区の区域、生活関連施設・生活関連経路

(1) 重点整備地区の区域

重点整備地区については、J R安芸長束駅及びJ R古市橋駅を特定旅客施設とし、これらを中心として高齢者、障害者等が徒歩で利用する生活関連施設を含んでいること、さらに、高齢者、障害者などの方々への調査結果を踏まえ、設定しました。

(2) 生活関連施設の設定

生活関連施設は、生活関連経路を特定するために必要であり、基本構想において、どの施設を生活関連施設と位置付けるかは大変重要です。

生活関連施設には、相当数の高齢者、障害者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設など多様な施設を位置付けることができます。また、特定事業の実施は義務づけられていません。

生活関連施設は、高齢者、障害者などの方々の利用状況を基本に、主として、高齢者、障害者等が日常的に利用する施設であること、高齢者、障害者等のほか、常に様々な人が利用すると見込まれる施設であることなどを満たす施設を設定しました。

(3) 生活関連経路の設定

生活関連施設相互間の経路である生活関連経路については、高齢者、障害者などの方々の実際の移動経路を基本に、歩道の整備状況や安全性に配慮した上で設定しました。

なお、平成 32（2020）年度末までに幅員 2m 以上の歩道を全線に整備することは困難なため、全線を生活関連経路に位置付けることはできませんが、連続的に幅員 2m 以上の歩道を確保できる区間は、生活関連経路としました。残りの区間は、生活関連経路に準ずる経路としました。